

<委員>

精神障がい者の地域生活への移行のところで出雲圏域のところなのですが、この数字は県のほうの退院促進事業を利用した人数がここに上がっていると思うのですが、以前の時にも申し上げましたが、出雲では生活保護は別個に県の地域移行のほうに予算化せずに地域移行を進めているという現状がありまして、市独自で単独で市と一緒にやっている分がありまして、その人数がここには反映されていないので、ちょっと、その生活保護だろうと、保護じやなかろうと地域移行した人という人数で障害計画には反映するほうがいいんじゃないかなと思って、ちょっと手を挙げさせていただいたのですが、この19年から21年の間に19年7人、20年7人、それから21年6人とこの3年だけでも20人、この県のはかり方以外で生活保護の方いらっしゃるので、この19年から21年の31人になるかなというふうに思います。それから次の22年度以降というのは22年、23年、ちょっと人数は把握していないのですが、22年も5人ぐらいはいらっしゃったと思うのでその計算しただけでも23年度は含まれなくても今、100ということは一番最初県の障害計画を立てた時、この人数、多いんじゃないかというちょっと心配もされていたので、心配することなく島根県は進んでいるかなというようなことを思うのでちょっとそこらの人数も加えたらどうかと思うのですが。

<事務局>

今後の集計等や数字の考え方などで、次期の第3期計画での数値の考え方等にまた反映できるように検討していきたいと思います。

<委員>

この入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということで、支援事業に対する病院とか家族の理解が得られるよう周知を図るということになっていますが、これが、多分というこう書いてあるということは病院のほうである程度抵抗があるのかなと、あまり退院させるのがちょっと経営的なこととか、色々あると思いますが、そういうあれがあるかないかということ。それとですね、今、家族のですね、これが一般的に社会的入院といいますが、家庭的入院が結構あるのではないかなど、親子の仲が悪いために避難的に入院すると、私もこういう方をですね、何人か知っています。家族会としても、そのところを、家族できちんと対策をとるように、我々も努力していくかなければいけないと思いますので、あまり家庭内のことですね、そこまで団体として介入できるかということもありますので、こここのところが非常に大事なところじゃないかなと。今の親子、仲の悪いための入院というのが結構あると思います。家庭内の不和というのが、そういうことも含めてですね、ちょっともういっぺん県としての対策をたてればいいかなと思っていますが。

<事務局>

地域移行の事業の中での病院や家族の理解についてなのですが、やはり、地域移行、そういう地域での生活というのは時代の流れということではだんだん認識していただきつつあるかと思っております。病院のほうでの具体にそういうことの声というのは特には聞いてないのですが、まったくないとはちょっと分かりませんが、病院のほうでも長期入院というのは望ましくないという理解はあると思います。ただ実際に長期の入院をされている方の退院というのは現実的になかなか難しいというところが実情としてはあるのかなというふうに思っております。家族の理解につきましてもこれもやはり特に入院期間が長くなればより理解も得にくいというところは実態としてはあるのかなと思っております。地域移行というのはそういう難しさもあるということで今後地域移行、地域定着の事業を通してこうしたことを推進していきたいということで次の計画のほうでも推進していきたいと思っています。

<委員>

精神の場合なんかですね、病院の方に行った時に、もう退院しますという患者さんがおられます、そのまま非常に長く入院しておられて、もう大体治ったというか、よくなっているかなと思っても、長期的に入院があると、本人も大体よくなっているような気持ちであってもやっぱり病院をなかなか出られないというところがあります。それとそのところが不信感というかあります。それと、長期に入院しておられる方なんかはそのまま介護保険が適用になるようなことになるというような方もたくさんおられますので、私の関係するところでも、そういう方もおられますのでそのところを、なんとか我々としても対処していかなければならぬと思っていますが、病院の方から退院がなかなかできないということになると我々も病院の方に押し掛けてというようなこともできませんので、何かいい方法がないかなと思っています。

<事務局>

ご意見承りました。引き続き地域移行、地域生活支援について推進していきたいと考えています。

<委員>

この問題、私も最初から関心を持っていたのですが、民生委員をしている時に何人かずっと付き合っていきまして、一番苦労した問題なのですよ。それで調子のいい時はすごくいいのですが、ちょっと悪くなるとなかなか難しいところもありまして、対応に随分苦労もしたことがあります、できるだらうかなと思って心配しておりましたが皆さん頑張ってくださいまして大きな数字が出ております。これはよくがんばられたなと思っております。だから地域生活へ移行してから後の定着の度合いはどんなものでしょうかね。それが

ちょっと気になります。

<事務局>

今、こここの4ページの表であげております地域移行の人数については定着された方ということで提示をさせていただいております。実際には再入院された方とかを除いていますので、再入院された方というのを含めるともっとたくさん、倍近くなるかと思います。

<委員>

自立訓練、機能訓練というところがかなり達成率が低いということであがっております。自立訓練、対象者が身体障がい者の方のみというところと、期間が1年半というところもありますが、現在私どもの施設、身体障がい者療護施設、更生施設、入所授産施設の9箇所のところの島根県の身体障害者施設協議会の中で私、今回出させてもらっているわけですが、移行を進めていらっしゃる、またこれから進めていく中でなかなかこの自立訓練、機能訓練のほうに移行されるところというのがなかなか、ないです。ここは旧体系施設のサービス提供を行われているというところで一概に片づけていいのかどうかというところが非常に私も疑問ですし、要因としては生活介護の中でリハビリテーションというところがありまして、入所の方がリハビリを希望された場合はそちらのほうで計画をたてるということもありますので、自立訓練じゃなくて生活介護の中でリハビリをやろうというふうな方々もたくさんいらっしゃるというような現状です。出雲圏域の中でも私どもの施設、身体障害者デイサービスセンターからの移行時に6名の訓練、自立訓練、機能訓練のほうをさせていただいているわけですが、実際21年には全くご利用者がなくて、サービスをこれからどうしようかというところまで考えた次第でございます。以前病院等の連携も含めながらではありますが、利用は増えてきておりますが、これからこの機能訓練、自立訓練と生活介護のリハビリのところの差別化とかですね、あるいは23年、あるいは24年のところでどのくらい達成率があがっていくかというところをもう一度島根県の方でもご検討いただけたらなと思います。

<事務局>

おっしゃるように非常に自立訓練が低調でございまして、現在貴事業所でやっていらっしゃるということで、益田の方でもおやりになっていたのですが今休止しているという状況がございます。基本的にはおっしゃるように今、使いづらいということもありますし、生活介護でいくらか補完できているという部分もあるかと思います。このあたり今後どういうふうなサービスの枠組みになるかというのは国になるかというのも総合福祉法にもらみながら私どもも注視しているところです。変わりまして県内で基幹的な施設として事業団の東雲寮がございまして、肢体不自由者更生施設ということで運営なさっております。この事業もなかなか新体系に移行すると採算的にあわないというところがございまして、

ギリギリまで旧体系でがんばっていらっしゃるという状況です。少なくとも24年4月、来年の4月からは新体系に移行していただく必要がありますので事業団のほうでもこの機能訓練として新たに東雲寮をそのまま移行させるという計画を持っていらっしゃいますので数字的にいいますと来年の3月、4月のところで機能訓練はかなり数字が上がるということになろうかと思います。ただ、抜本的な問題の所在というのが今のサービス体系とか報酬とかというところにございますので、今後の制度の見直しも含めて行方を注視しながら考えていきたいと思っているところです。

<委員>

今年の夏、ものすごい猛暑だったと、それで熱中症になったと、あるいはその疑いがあるという人が出まして、これが、大体一人暮らしでお医者さんのところから電話があって盆だったのでどこにも入れるところがないということもありました。グループホームがあるところにも聞いてみましたが、担当の方では判断ができかねるということで入れられないということもありました。通所の若い人なのですが、それでとりあえず涼しいところに入れと、お医者さんからいわれて、いくところがないから作業所の休憩室で日中はそこで休めと、晩に帰れんようになったら泊まてもいいといったのですが、寂しくていけんと、家に帰ると、ほんなら晩は涼しいだろうということで私もその時ちょっと見とったわけなんですが、どうかいなと思って家のほうに行ってみたら寝とったんですよ、で開けてみたら家の中が33℃ありました。こんなところで寝るとまた大変だからとすぐ作業所に帰るというようなことを盆中やっておりました。こういう一人者の時ですね、このような時に今の4名じゃなくて一人二人でもなるようなショートですね、1日とか2日だと思います、多分、連休かぶる時などですね、そういう居場所が、できるようなところがあればいいかなと今年の夏つくづく思いましたのでこういうことも含めてですね、考えていただければなと思います。

<事務局>

今の話で確かにグループホームの場合にはやはり世話をおいていただかないといけませんので、一人二人にグループホームに一人の世話人がつくというのはなかなか効率が悪いので一応最低定員4名というようなことになっているわけですが、そういう場合にどうしてもなんらかの事情で一人暮らししが困難になったという場合には短期入所というサービス種別がございますので、グループホームであったり、あるいは障害者支援施設であったり、場合によっては高齢、介護保険施設ですね、そこを短期入所の指定を取っていただいて短期入所として、なかなか空きがなくて難しいのですが、というようなケースもございますので短期入所をご利用いただければというふうに思います。

<委員>

精神障がいの方の地域移行に関してなのですが、これが今、県の地域移行支援事業が来年度個別給付化されるということで、まだ国のはうからはなんら提示されていないので今、非常に分かりづらいかと思うのですが、これが今現在、地域移行、進行形のまま、来年度から方法論が変わってくるわけですが、国が来年度間違いなく出すかどうかというのもギリギリのところからだと支援は続いている、県の予算はそのままストップというふうなことがあり得るのでしょうか、それとも計画で人数は第2期のまま継続して第3期の中にそれも含めて計画に入れるとしても人数のところは、支援体制のほうはどうなるのだろうというものが今の段階では分からぬかとは思うのですが、もう半年切っちゃっているもので実際地域移行の支援をしている側にしてみると、間違いなく個別給付化されるかどうかという、それから金額等の数値目標もまだ出でていない段階で県としての地域移行は終了しましたということになると現場では非常に混乱が来るかと思うのですが、国の指標が適切でなかったり、それからちょっとこれはというふうなのだったら来年度この県の事業というのは続けられるのでしょうか。その状況に応じては続けられるのか、もう全くストップされるのか、そのところちょっとお尋ねしたいのですが。

<事務局>

個別給付化されるということで示されてはおりますので、それがされないということはない信じてはいるところなのですが、ただ、情報がまだ入ってないというところでおっしゃる通り果たして市町村の準備が厳しいというところはあるのかなというところは心配してはおりまして、情報をまた収集し混乱のないようにやっていきたいと思っております。

<委員>

事業がストップしないように是非よろしくお願ひします。それともう1点、同じ内容なのですが、今度は個別給付化したら事業所は県指定になると思うのですが、現在11箇所が県指定事業所として上がっているかと思うのですが、ここらの指定は事業所から手が上がりれば、個別給付化するので、数はどうなのでしょう。県の指定というところでは数は限定されていないわけですよね。あがれば個別の給付化ですので市町村が1/4出すようになると思うので指定は出たところは全部指定されますよね。

<事務局>

個別給付ですので申請に基づいて県知事が指定をするということですので、申請を上げていただければ、要件を備えていれば指定することです。

<委員>

11箇所がどうこうということではないわけですね。11箇所には限定しないと。

<事務局>

数の制限はないです。

<委員>

方向として施設入所者が地域生活への移行、これを推進するということ、それから福祉施設から一般就労への移行等の推進、これが計画に盛り込まれているわけですが、養護学校の高等部の生徒というのが、知的障がいの特別支援学校全てでございますが、どんどん増えてきている現状がございます。特に中学校の特別支援学級に在籍する子どもたちも増えてきている。これ知的障がいと合わせて発達障がいの子どもさんたち、中学校特別支援学級から、次行くところということになるとどうしても知的障がいの特別支援学校ということで養護学校を選択されるということになるわけですが、結局高等部3年間おりまして、それから卒業してからのことなのですが、当然一般就労、一般就労が難しければ福祉就労を目指して色々やっているわけですが、結局企業、あるいは事業主さん、パイを大きくしない限りこの施設入所者の地域生活への移行、それから福祉施設からの一般就労への移行、ここのことろとどうしても高等部を卒業した後の子どもたちのところがバッティングするわけでして、やはり今まで大変お世話になっていまして、特例子会社等の設立等色々いただいているわけですが、やはり企業主さんへの理解とか、事業主さんへの理解、これも色々県のほうで色々施策を進めていただいているところでありますが、なんとかこのパイを、県下全体のパイをですね、広げない限り養護学校の生徒はどんどん増える推計値が出されています。現在高等部の1年生というか1学年が50名程度ですが、これが数年後には70名程度になるというような推計も県教委のほうからきておりますので、といったところでこの計画についてどうこうではございませんが、ここのことろパイというか全体で克服していくような取り組みを今後ともよろしくお願いしたいと思います。

<事務局>

一般就労への取り組みについてはパイを大きくする、企業の中、今の規模で障がい者雇用の枠を大きくしていただく、若しくは、先程の特例子会社を作っていただく、それから企業誘致をするというようなところが、色々な要素があろうかと思います。これにつきましては労働局さんのほう、それから県でいえば雇用政策課と協調いたしまして新卒の皆さんも、それから施設の皆さんもできる限り多くの方が就職、一般就労できるように努めていきたいと思います。また施設についても福祉的就労ということになりますがそちらについても充分な対応ができますように努力し、市町村の方に働きかけというか協力していきたいと考えております。